

（３）上位関連計画等における地区の位置付け

１）滝川市総合計画（平成24年４月）

○滝川市総合計画は、平成24年から平成33年までの10年間を計画期間として「世界に誇れる国際田園都市」を将来都市像に掲げ、集客と交流による賑わいと活力のあるまちづくりを目標としている。

○栄町3-3地区を含む中心市街地の活性化については、施策の方向性として、「賑わいのある中心市街地の活性化」を目指し、**利便性が高く歩いて暮らせる住みよい環境づくり**を推進し、既存機能の集積を活かし買物の場だけではなく、市民活動や交流、健康づくりなども行うことができ、**人を引き寄せる魅力のある中心市街地の再生**を目指すこととしている。

２）滝川市都市計画マスタープラン（平成23年３月）

○滝川市都市計画マスタープランは、都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、市民主体の都市づくりの指針である。

○滝川市都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本的な考え方は、「拡大から集積へ」とし、地域環境への配慮、人口減少、少子高齢化対応など持続可能な都市づくりを進めるため、市街地を拡大する都市づくりから、都市基盤などの既存ストックを有効に活用し、拡散してきた都市機能を集積し、環境負荷を低減する都市づくりと、市民が主体となって市民一人ひとりの生活に重点を置いた都市づくりを目指し、「市民が創る【北のエコ・コンパクトシティ たきかわ】」を基本理念としている。

○土地利用についても、「人口減少、高齢社会に対応したコンパクトな土地利用」へと方向転換を図り、滝川市街地については、都市機能拠点と都市幹線街路（環状）への集約化とともに、中心市街地機能と多様な都市機能を兼ね備えた「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成を図ることが求められている。

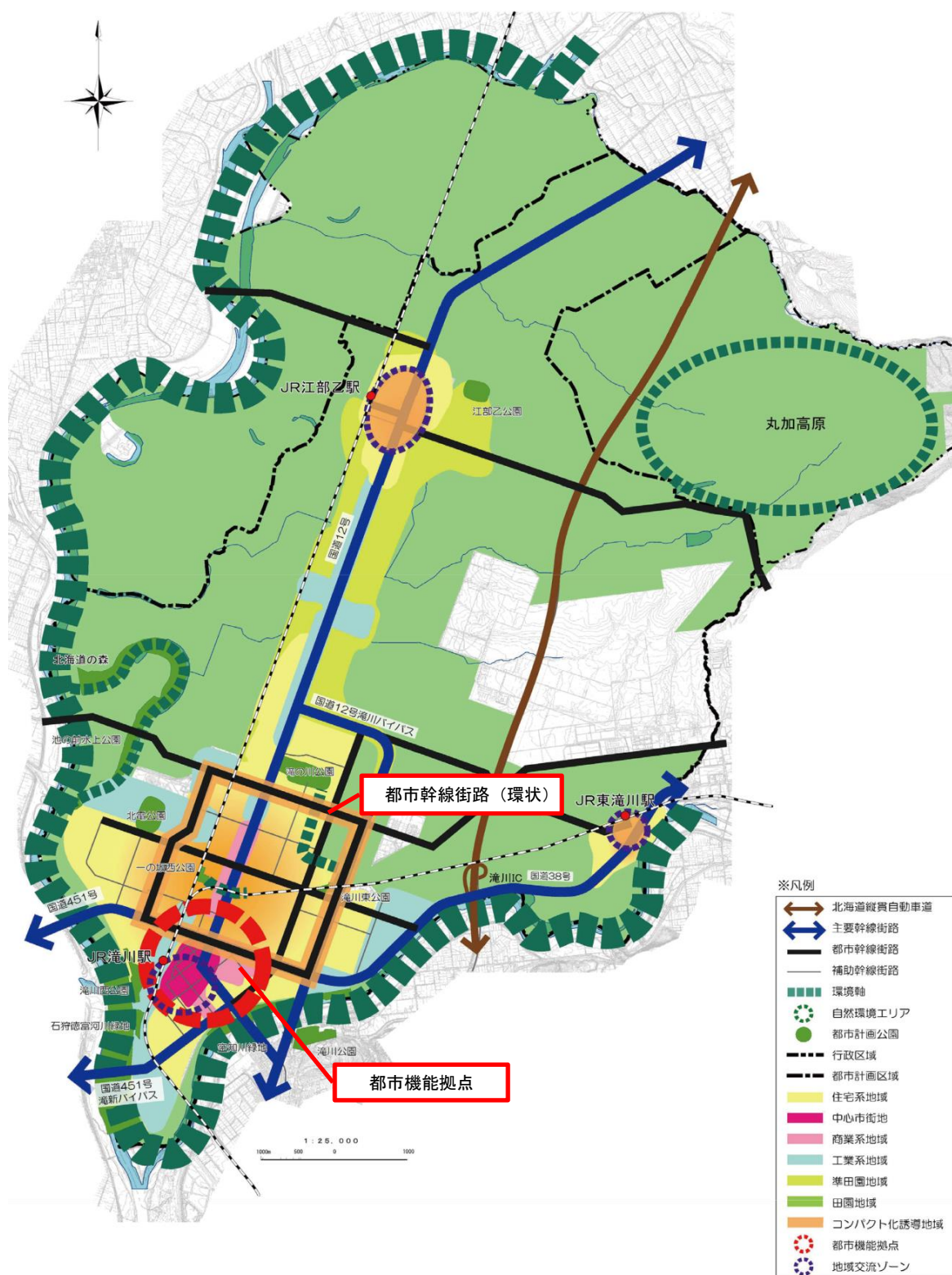
都市幹線街路（環状を中心として）沿道に生活利便施設の集約化

- ・生活利便施設の集約化（生活利便施設や共同住宅の立地誘導など）
- ・沿道へのコミュニティ拠点の配置、コミュニティ街区内のアクセス性、生活利便性の向上（都市幹線街路沿道へのコミュニティ関連施設の移転・整備等、自転車・歩行空間の整備など）

都市機能拠点の強化

既存の都市基盤を有効に活用して都市の拠点性を向上するとともに、職住近接型の徒歩圏で利便性の高い暮らしを実現し、賑わいと魅力のある地域づくりを進めるため、現状の商店・飲食店、居住、交流、官公庁、福祉、事業所、歴史資源を適切に再配置することにより都市機能の集約化を図る。

図一将来都市構造図（骨格）（資料：滝川市都市計画マスタープランより）

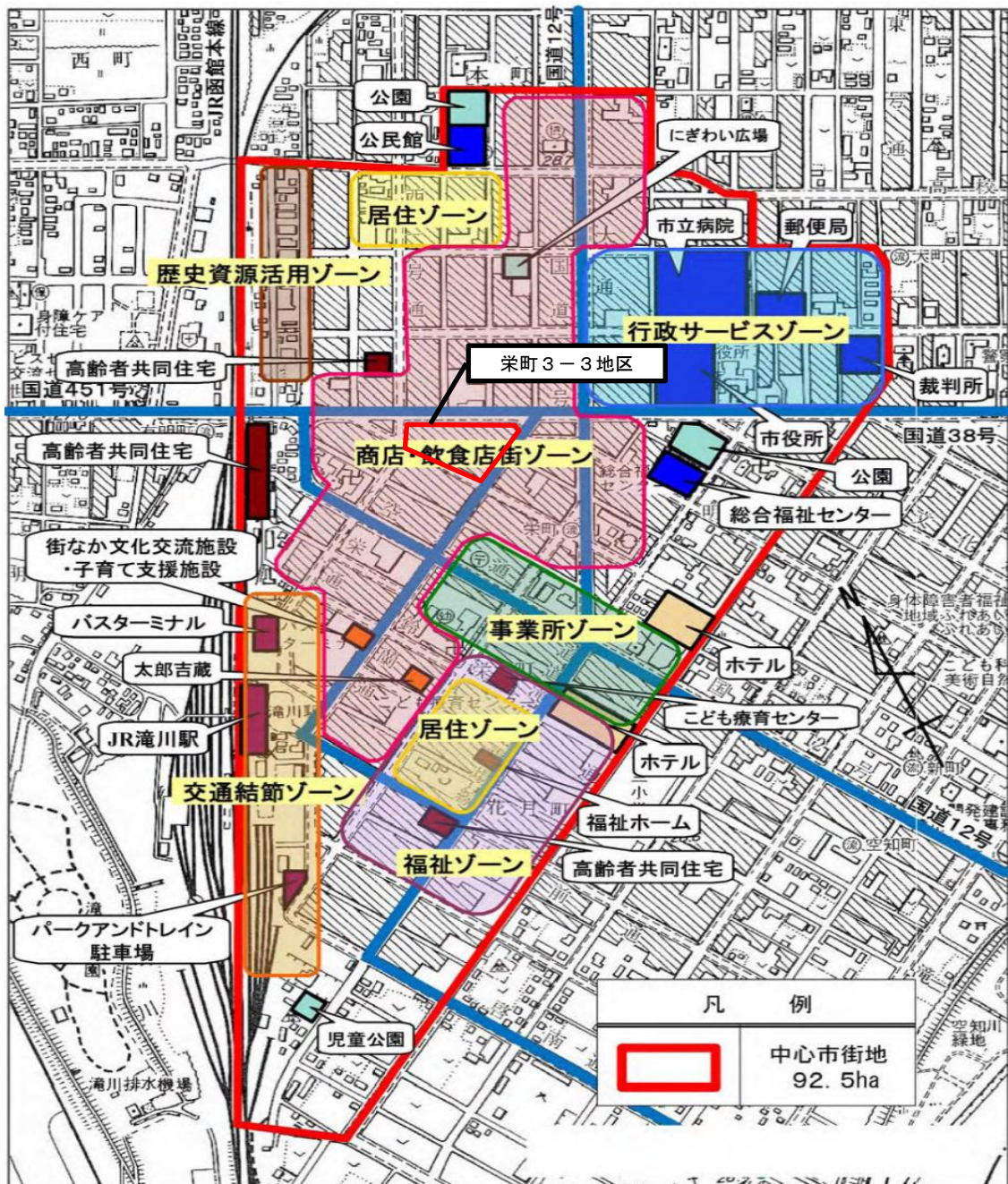


○栄町3-3地区周辺は、中心市街地の中でも「商店・飲食店街ゾーン」として以下のような整備方針が示されている。

商店・飲食店街ゾーン

既存の4商店街（大通、銀座、鈴蘭、駅前）を中心とした「賑わい再生ロード」を設定し、これらを核として市民活動の活性化を図る。

図一都市機能拠点（中心市街地）の整備方針（資料：滝川市都市計画マスタープランより）



3) 滝川駅前再開発ビル活性化ビジョン（平成24年1月）

○滝川駅前再開発ビル活性化ビジョンは、ビジョン編・重点施策編及び提言編の3部構成であり、ビジョン編では、中心市街地の活性化に向けた現況の課題を踏まえ、今後の活性化の展開を支える基盤となる地区の構造を明確にすることを目的としている。

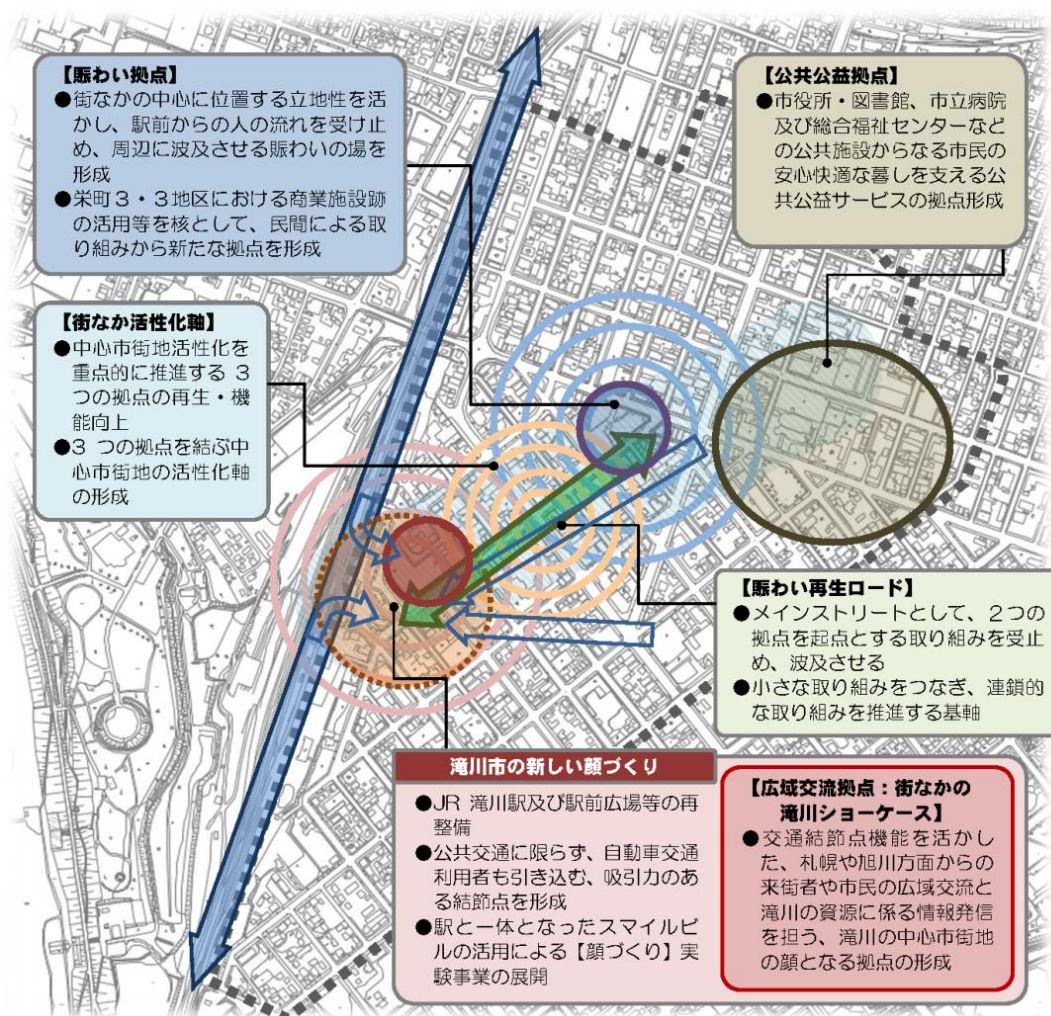
○中心市街地については、既存の商業拠点や駅周辺の再生による中心市街地の新たな集客・交流の場の形成、点から線、面へとまちづくりの波及的に展開する軸の形成を目指し、「1軸3拠点」の骨格構造として整理している。

○市役所・図書館・市立病院などの公共施設からなる「公共公益拠点」は“市民の安心・快適な暮らしを支える場”として、栄町3-3地区を含む「賑わい拠点」は、“駅前からの人の流れを受け止め周辺に波及させる賑わいの場”として、JR滝川駅・バスターミナル・スマイルビルを中心とする「広域交流拠点」は、“来街者や市民との広域交流と情報発信を担う中心市街地の顔”として位置付けられている。

○また、“3つの拠点間の結びつきを高め、賑わい再生に向けた相乗効果を発揮する活性化の中心軸”として「街なか活性化軸」を、“拠点間の結びつきを高め、人々の新たな回遊と交流を支える基軸”として、メインストリートであるベルロードを「賑わい再生ロード」として位置づけている。

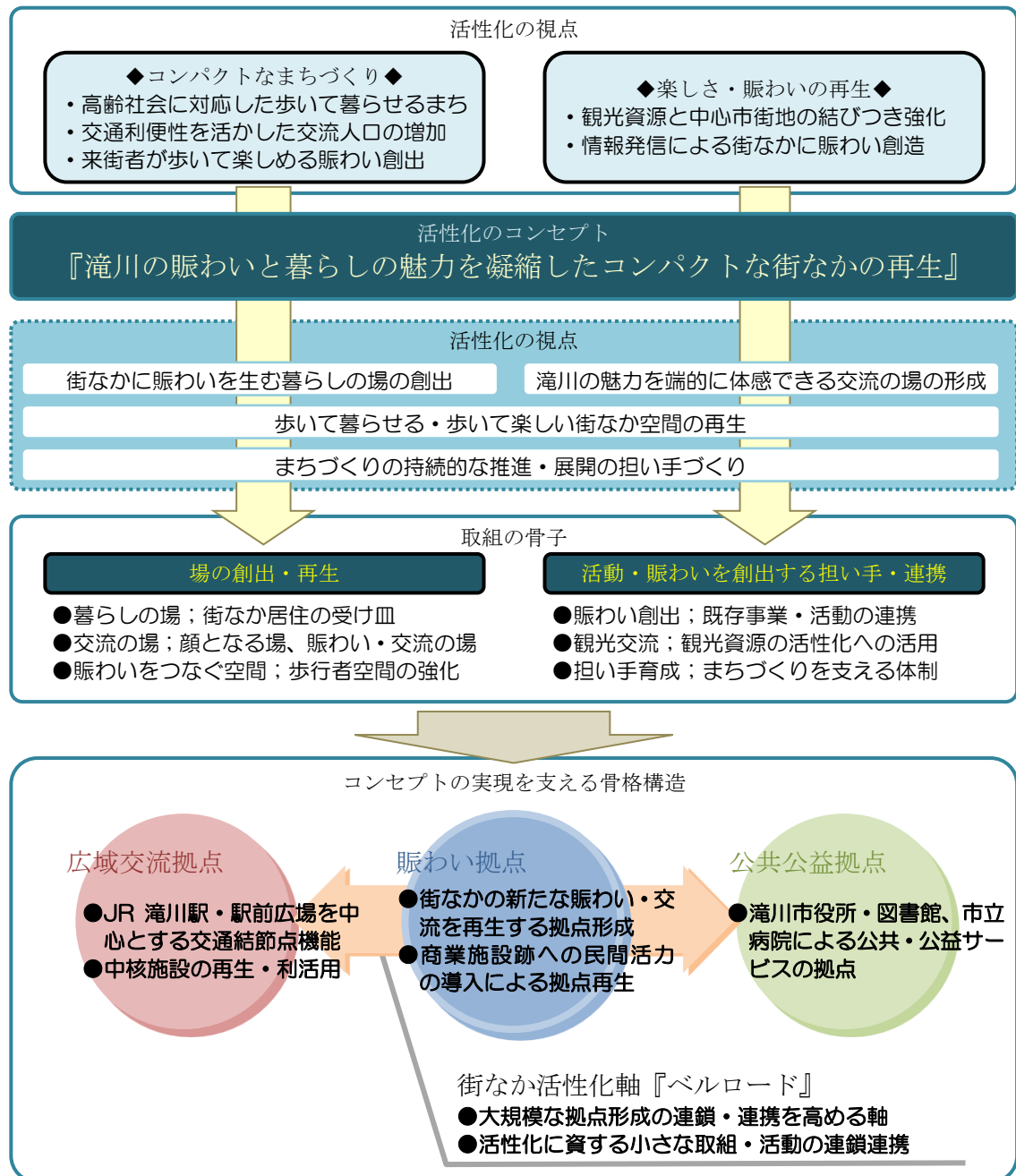
図一中心市街地活性化に向けた骨格構造【1軸3拠点】

（資料：滝川駅前再開発ビル活性化ビジョンより）



- 骨格構造の形成に向けては、栄町3-3地区を中心とする「賑わい拠点」及びスマイルビルを中心とする「広域交流拠点」の形成を重点施策として挙げている。
- 栄町3-3地区については、街なかの中心に位置する立地性を活かし駅前から人の流れを受け止め、周辺に波及させる賑わいの場の形成と商業施設跡の活用等を核として、民間による取り組みから新たな拠点を形成することを目指している。

図ービジョンのまとめ



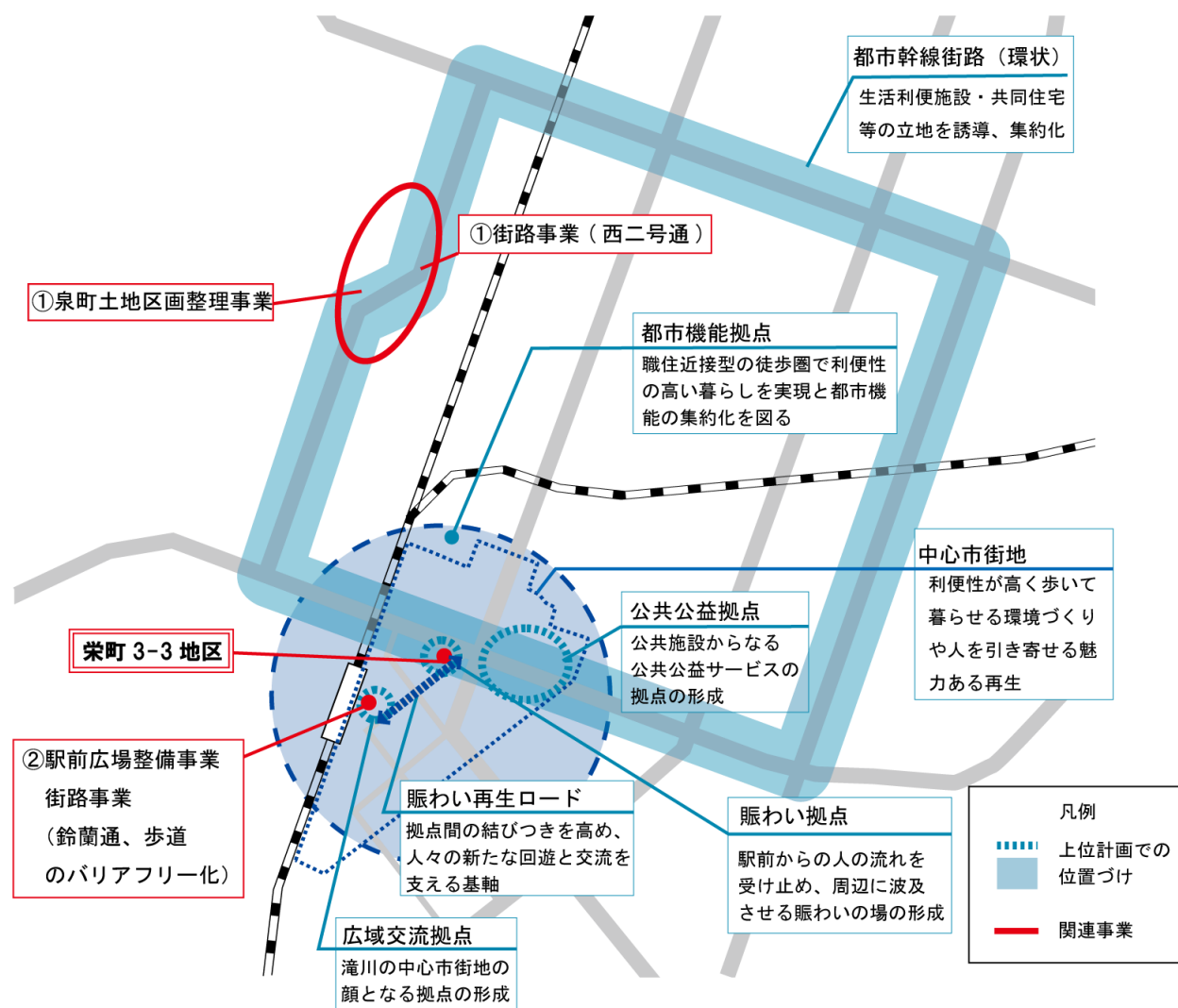
4) 上位関連計画にみる栄町3-3地区の役割

○上位計画を踏まえ、総合計画における中心市街地活性化の方向性や都市計画マスタープランにおける「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成に向けて、都市幹線街路（環状）への集約化及び都市機能拠点の形成を図ることが重要である。

○その実現に向けて、栄町3-3地区においては、次頁以降に示す関連事業との連携を図りながら、以下のような役割を果たすことが求められる。

視点	栄町3-3地区の役割
総合計画の視点 （中心市街地の方向性）	○栄町3-3地区を含めた中心市街地は、利便性が高く歩いて暮らせる住みよい環境づくりを推進するとともに、人を引き寄せる魅力のある再生を図る。
都市幹線街路（環状）への集約化	○「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成を図るため、生活利便施設等の立地を誘導する。 ○都市幹線街路沿道の事業としては、泉町土地区画整理事業と連動し、生活利便施設の立地を誘導する。
都市機能拠点の強化	○利便性が高く歩いて暮らせる住みよい環境の形成。 ○都市機能の集積を活かした高齢社会に対応した利便性の高い街なか居住環境の形成。 ○商店・飲食店街ゾーンとして既存商店街と連携し、市民活動の活性化を図る。 ○街なか居住環境を形成するため、中心市街地のバリアフリー化と合わせ、高齢者や障がい者に優しく潤いのある環境整備を行う。
「賑わい拠点」の形成	○商業機能のほか都市機能を集積するなど、都市の拠点地域として賑わいを創出できる土地利用とする。 ○人の流れを受け止め、周辺に波及させる賑わいの場の形成と商業施設跡の活用等を核として、民間事業者による取り組みから新たな拠点を形成する。 ○広域交流拠点の機能強化（JR滝川駅前広場整備事業等）と連携ある拠点形成を図る。

図一上位関連計画にみる栄町3-3地区の役割

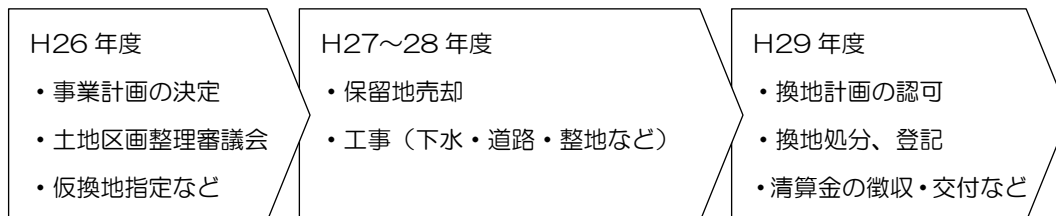


(関連事業の概要)

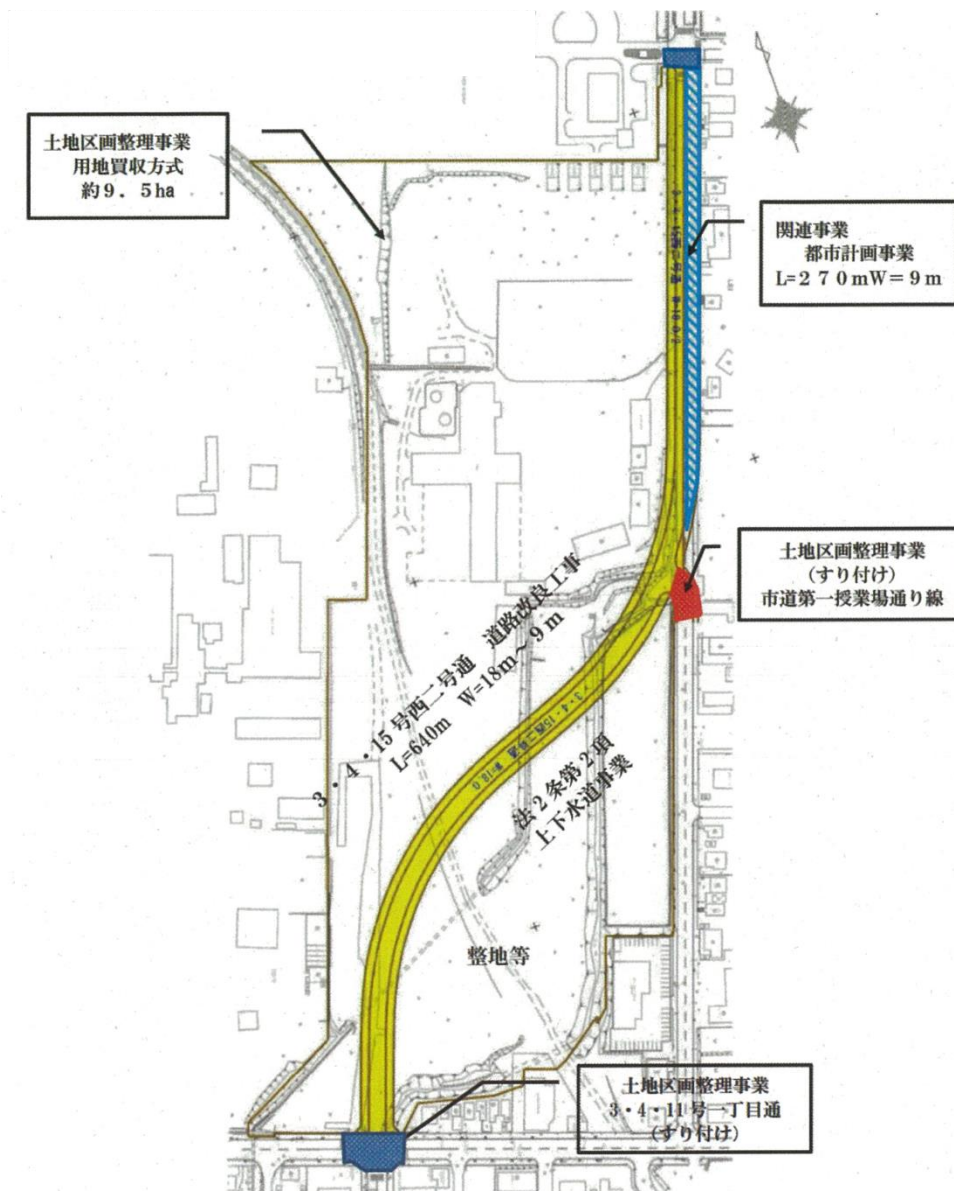
①泉町土地区画整理事業

○施行地区の中央を通過する3・4・15号西二号通を新設及び一部拡幅して土地の有効利用を図り、将来の住民や周辺に対し安全・安心で快適な市街地を形成することを目的として、都市幹線街路（環状）の整備を進めている。

(スケジュール)



図一泉町土地区画整理事業等 箇所図

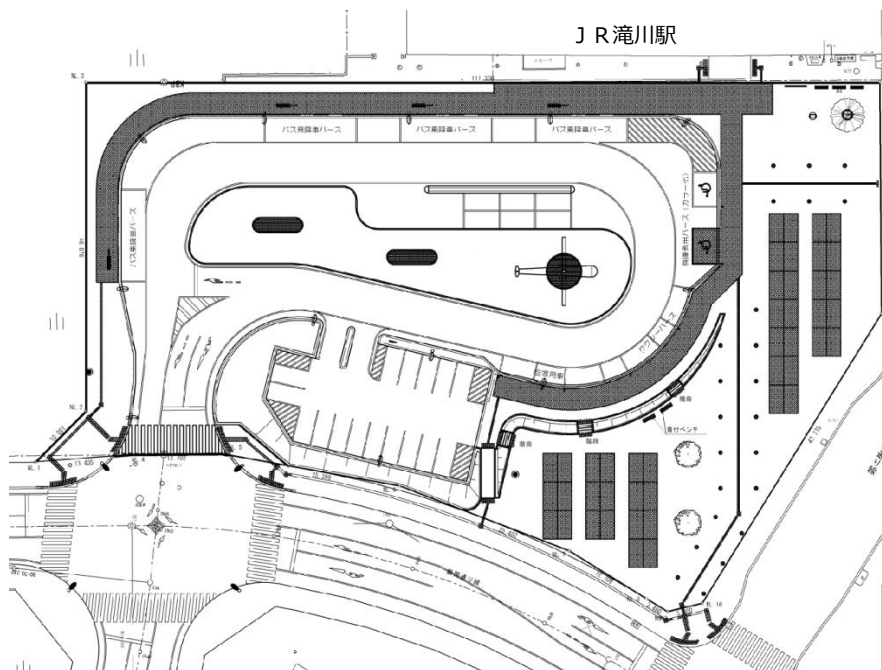


② J R 滝川駅前広場整備事業

○広域交流拠点の顔となる J R 滝川駅前広場整備事業を進めており、駅前広場は北海道、関連する鈴蘭通は滝川市での施行を進めている。

○事業期間は平成25～29年度を予定している。

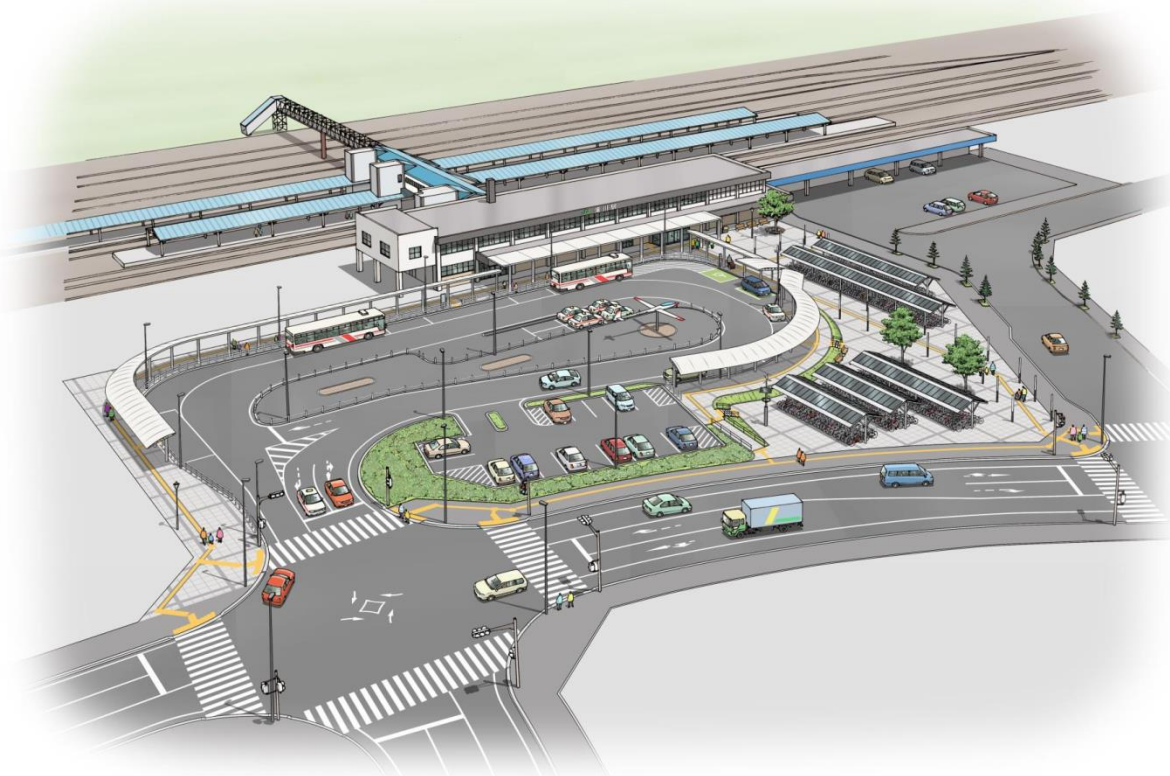
図一 J R 滝川駅前広場 計画平面図・整備イメージ



施設名称	現在の状況	新たな駅前広場 (予定)
総面積	約4,900㎡	6,456㎡

施設名称	新たな駅前広場 (予定)
バスバース	4バース
タクシーバース	乗車:1バース 降車:1バース
タクシープール	6台
一般車停車場	2台
身障者停車場	1台
身障者駐車場	1台
駅利用者駐車場	16台
歩道	5.0m以上
シェルターの幅	3.0m以上
駐輪場	440台

※新たな駅前広場面積は、98年式（駅前広場計画指針）の必要な機能の積み上げ方式に基づき設定。

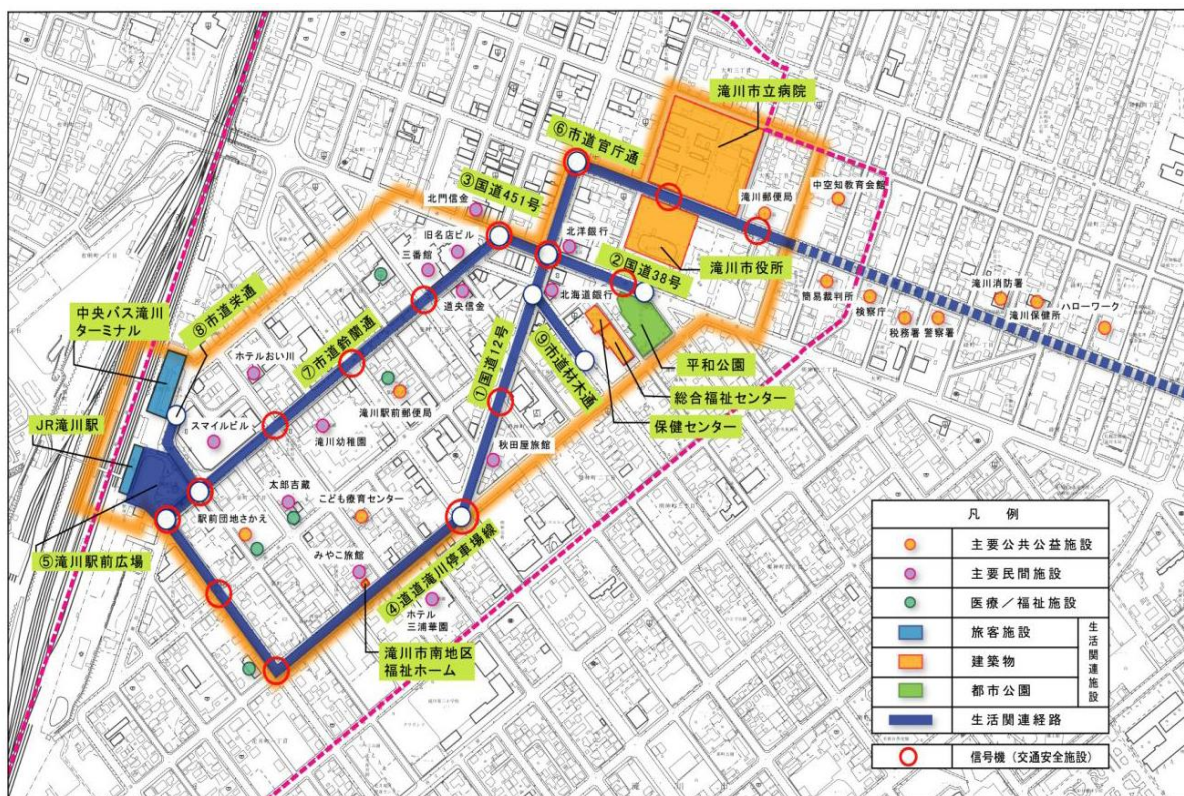


③歩道のバリアフリー化

○滝川市では、滝川市バリアフリー基本構想（平成23年2月）に従い、栄町3-3地区沿道の鈴蘭通歩道部について、歩道のバリアフリー化工事を平成25年度で完了している。

○今後は、国道12号、国道38号などの市役所周辺等のバリアフリー化工事を順次実施していく予定になっている。

図ーバリアフリー化整備の状況（滝川市バリアフリー基本構想（滝川駅周辺地区）より）



種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
国道 (北海道開発局)	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目	平成 24 年度以降概ね 10 年を目途に整備を図る
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点	
道道 (北海道)	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点	平成 24 年度以降概ね 5 年を目途に整備を図る
市道 (滝川市)	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目	平成 26～29 年度にかけて整備を図る
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点	平成 23～25 年度にかけて整備を図る
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル	平成 24～26 年度にかけて整備を図る
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	平成 27 年度以降概ね 3 年を目途に整備を図る